

本部長指示事項

- 本市の新型コロナウイルス新規感染者数は、本年1月7日の1,590人をピークとし、減少傾向が継続しておりましたが、3月中旬以降下げ止まりとなり、日々の増減はあるものの、横ばい傾向が続いております。現在の一週間平均の新規感染者数は70人程度です。
- 国は、新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけについて、オミクロン株が主流となってから、重症度が低くなっていることを踏まえて、本年5月8日から、2類相当から5類へと変更することとした。

また、医療提供体制については入院措置を原則とした行政の関与を前提とした限られた医療機関による特別な対応から、幅広い医療機関による通常の対応に移行していくことになります。
- 新型コロナウイルスは今後も感染の拡大と縮小を繰り返すことが想定されます。重症化リスクは低減しているものの、感染が再び拡大すれば医療機関の負荷が大きくなるほか、社会経済にも影響が出ることから、本市では感染拡大を防止するとともに市民の皆様が安心して医療を受けられる体制を確保するための取り組みを継続いたします。

具体的には、感染者や発熱者に対する相談窓口として新型コロナウイルス感染症相談センターを引き続き設置するほか、救急搬送を受け入れた医療機関への支援金の創設、高齢者施設等の入所者向けのPCR検査費用の一部助成、施設従事者向けの検査キットの配付など、医療機関・高齢者施設等への財政的支援を継続するとともに、感染防止対策や感染動向の周知・啓発、ワクチン接種の推進など必要な対策を継続してまいります。
- 5類に移行することにより、感染拡大防止のための保健所による全数把握が終了し、季節性インフルエンザ等と同様な対応に移行します。そのため、外来・入院の医療費に自己負担が発生するほか、自宅療養者への配食サービスや自己検査で陽性が判明した方の登録、濃厚接触者の特定等が終了となるなど、新型コロナウイルス感染症に係る対応が大きく変わることになります。

また、陽性者に対しては、法律に基づく外出自粛要請はなくなる一方、発症後5日を経過し、かつ、症状軽快から24時間経過するまでの間は外出を控えていただくことが推奨されることになります。

変更内容については、別添の「本市の対応」でまとめているほか、市ホームページで掲載しておりますので、ご確認をお願いいたします。

○ 各担当部署においては、これから申し上げる対応をお願いします。

- ・5類移行後、様々な点で対応に変更が生じることから、市民が混乱しないように引き続き感染動向も含めて、丁寧な周知、情報発信に努めてください。
- ・高齢・障害施設等については、重症化リスクの高い高齢者・障害者を守るために、引き続き健康管理や感染予防対策を徹底し、感染の拡大防止に努めてください。
- ・新年度が始まり、学校では「マスクの着用を求める」ことを基本として教育活動をすすめているところですが、換気や手指衛生などの基本的な感染対策は引き続き行うようにしてください。感染症法の5類移行にあたっては、出席停止期間等の取り扱いについて、児童生徒・保護者に確実に伝えてください。
- ・新型コロナウイルスワクチンについては、本年5月8日から実施する「令和5年春開始接種」の開始にあたり、4月18日から接種券を発送しておりますが、市民の皆さんに分かりやすく丁寧に周知を行うとともに、希望する方が確実に接種できるよう実施体制を整えてください。
また、重症化リスクの高い高齢者や障害者などが入所する施設等において、早期に接種が実施できるよう医療機関等とのマッチングを行うなど、きめ細かな支援をしてください。
- ・新型コロナウイルス感染症対策本部については、法律上の設置根拠がなくなることから、5月7日をもって廃止しますが、今後も各所管において感染動向を注視し、必要な対策に努めてください。なお、病原性が大きく異なる変異株が生じた場合は健康危機対策本部を速やかに設置し、情報共有や必要な対策の検討を行うこととします。

○ 市民の皆様におかれましては、以下のことをお願いいたします。

- ・5類に移行しても、新型コロナウイルスの感染予防対策は引き続き必要です。効果的な換気や「3つの密」（密閉、密集、密接）の回避、手洗い・手指消毒など、自主的な感染対策をお願いするほか、体調不良時や新型コロナウイルス感染症の検査陽性の方は会社や学校を休む、外出を控えるなど、周囲の方に感染を広げない行動をお願いいたします。
- ・マスクの取り扱いについては、3月13日から個人の判断に委ねていますが、5月8日以降も同様です。お一人お一人の感染対策が尊重されるよう、また、他人に強要するがないように、他者の感染対策に寛容に対応していただきますようお願い申し上げます。
- ・5類移行後も発熱等による高い救急需要が想定されますが、救急車の利用については、真に救急車を必要とする方を医療につなげることができるよう、市民の皆様におかれましては、適正な利用をお願いします。医療機関を受診するべきか、様子を見てよいか、もしくは救急車を呼んだほうが良いのか、迷った際には救急安心電話相談（#7009）やこども急病電話相談（#8000）がありますので、新型コロナウイルスに限らずご活用をお願いいたします。